

マイナンバーカードをまだお持ちでない人へ

照会 市民課 ☎0537⑤1117
支 所 ☎0548③6801

職員が申請手続きを補助します！

▼マイナンバーカードの申請

申請者本人が身分証明書を持参するだけで、市民課または支所窓口で写真の撮影から申請までを職員がお手伝いします。

- 持 ち 物 身分証明書1点
(運転免許証、資格確認証など)
- 所要時間 1人当たり10分～15分
- 受付時間 平日8時15分～17時

▼マイナ保険証の利用登録

申請者本人がマイナンバーカードを持参するだけで、市民課または支所窓口で保険証として利用できるように職員がお手伝いします。

- 持 ち 物 マイナンバーカード
(4桁の暗証番号をご用意ください)
- 所要時間 1人当たり10分～15分
- 受付時間 平日8時15分～17時

市の取り組みを活用して健康を維持しよう

特定健診・後期高齢者健康診査について

約1万円の健診を1,000円で受診できます

自分の健康状態を知ることは、病気の予防・早期発見につながります。年に1度の健診による健康チェックを習慣にしましょう。40歳以上で国民健康保険に加入している人は特定健診を1,000円で、後期高齢者医療保険に加入している人は健康診査を500円で受診できます！対象者には受診券を順次送付しています。令和9年3月末までに忘れずに受診しましょう。

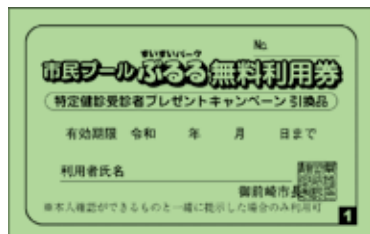
特定保健指導で生活習慣の改善をサポート

特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な人を対象に、保健師や管理栄養士が健康づくりをサポートします。

国保・後期の健診受診者に「市民プールぶるる」の無料利用券をプレゼント

600円～800円かかる利用料が無料になります

- 対 象 者 特定健診・後期高齢者健康診査の対象者で、令和9年3月31日(水)までに健診またはドックを受診した人
- 引換期間 令和9年3月31日(水)まで
- 引換方法 ①受診券と同封する応募券に必要事項を記入の上、受診結果または領収書と一緒に市民課国保年金室の窓口にてお申し込み
②専用フォームから申し込み



▲応募フォーム (国保)



▲応募フォーム (高齢者医療保険)



国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さまへ

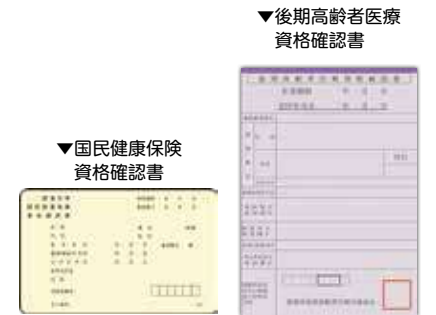
資格確認書と資格情報のお知らせを送付します

令和8年8月1日から使用する「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、7月上旬から順次郵送します。

資格確認書とは

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録をしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。これまでの保険者証の代わりに使用でき、保険医療を受けることができます。

- 氏名、被保険者番号、有効期限などが記載されています



現在使用している資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です

- 国民健康保険の人：うぐいす色
- 後期高齢者医療保険の人：橙色

新しい資格確認書の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までです

- 国民健康保険の人：クリーム色
- 後期高齢者医療保険の人：藤色

国民健康保険の人で、次の場合は有効期限が異なります。

- ①70歳になる人：70歳の誕生日の属する月の末日(1日が誕生日の人はその前日)
- ②75歳になる人：75歳の誕生日前日
- ③在留期間が満了になる人：在留期間満了日

資格確認書が交付される人

- 国民健康保険の人：マイナ保険証の利用登録をしていない人
- 後期高齢者医療保険の人：①85歳以上の人
②84歳以下でマイナ保険証の利用登録をしていない人

資格情報のお知らせとは

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録(申し込み)をした人へ資格情報をお知らせするものです。氏名、被保険者番号などが記載されています

資格情報のお知らせが交付される人

- 国民健康保険の人：マイナ保険証の利用登録をしている人※
- 後期高齢者医療保険の人：84歳以下でマイナ保険証の利用登録をしている人

※70歳未満で既に「資格情報のお知らせ」を持っている人は、新たに送付しないため、現在持っている「資格情報のお知らせ」を引き続き利用してください。

交付について

世帯内に複数人の「国民健康保険」または「後期高齢者医療保険」の被保険者がいたとしても、該当する要件によって「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付されます。

必ず同じものが交付されるとは限りません。

照会 市民課国保年金室 ☎0537⑤1171